みんなのことば「手話」マークデザイン募集要項

１ 趣旨

手話は、耳の聞こえない方、聞こえにくい方が情報を得て、その情報を利用しコミュニケーションをするための大切な言葉です。神奈川県（以下「県」という。）では、ろう者とろう者以外の人たちがお互いに、その人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のために、平成27年４月に「神奈川県手話言語条例」を施行しました。

今年は本条例が施行されてから10周年という記念の年になります。これを記念して、ろう者とろう者以外をつなぐみんなの言葉「手話」を広めるためのマークのデザインを募集します！

「ろう者」とはどういう人のこと？
この条例では、耳（聴覚）に障害があり、手話を言語として日常生活や社会生活を送っている人のことです。
※ろう者には、盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）も含まれます。

手話は、大切な言葉です
障害者基本法では、日本語と同等の言語として位置づけられています。

２ 募集内容

「手話がみんなの言葉」であることをイメージした「手話」を普及するためのシンボルマークのデザイン

県の手話事業を広報するウェブサイトやＳＮＳ、及び手話イベント等での発信、各種印刷物（チラシ、ポスター、関連グッズ等）で使用予定です。

３ 応募作品

下記の要件を満たしたデザインを応募してください。

(1) 「手話がみんなの言葉」であることをイメージした「手話」マーク作品。
※絵柄と文字を組み合わせた一体型のデザインでも、絵柄を盛り込まずイラストのみのデザ
インでも構いません（別紙デザインイメージ　参照）。

(2) 様々な用途（ウェブサイトやＳＮＳでの発信・チラシ・名刺・関連グッズ等各種印刷物）に使用しやすいものであること。

(3) フルカラー・単色・モノクロでの使用や、拡大・縮小してもイメージが損なわれないデザインであること（色数は自由）。

(4) 応募者が独自にデザインした第三者の権利を侵害しない国内外で未発表の作品であること。

(5) 応募デザインは生成AI（人工知能）を使用して作成したものでないこと。

4 応募資格

神奈川県内在住・在学・在勤の方

※個人での応募に限ります。

※未成年者（18 歳未満）の方は、保護者の同意を得た上で応募してください。

5 募集期間

令和７年７月７日（月）から９ 月16日（火）まで

6 応募方法

(1) 提出するもの

下記２点を提出してください。

ア　応募用紙

※応募用紙はホームページからダウンロードできます。

イ 「手話がみんなの言葉」であることをイメージした「手話」マーク作品

○応募用紙に手書きしたデザイン、又はデジタル作成データ（例：Adobe Illustrator® 等）。

（手描き作品をスキャンしたり写真に撮ったりしたものは応募できません。直接、手書きで書いて下さい。）

○応募は１人３点までとします。

(2) 提出形式

以下の①又は②の形式で提出して下さい。

【①手書きしたデザインの場合】

○　応募用紙に直接、デザインを手書きして提出してください。

○　カラーで作成してください。

○　応募用紙に応募者氏名を書いて下さい。複数の作品を応募する場合は、応募者氏名の後ろに番号を付してください。

例）１作品目：神奈川花子１

２作品目：神奈川花子２

【②デジタル作成データの場合】

○　デジタル作成データで作品を応募する場合は、ファイル形式をJPEG、PNG、PDF のいずれかに変換し提出してください。

※採用された場合は、元データ（AI 形式のデータ）の提出をお願いしますので、選考結

果がでるまで元データは保管してください。
○　応募作品のファイルの容量は１作品 10MB 以内としてください。
○　応募作品はカラーで提出してください。
○　ファイル名は応募者氏名とし、複数の作品を応募する場合は、応募者氏名の後ろに番号を付してください。
例）１作品目のファイル名：神奈川太郎１.拡張子（jpg/png/pdf）
　　２作品目のファイル名：神奈川太郎２.拡張子（jpg/png/pdf）

(3) 提出方法
　応募用紙をダウンロードし、作品の説明等を記入の上、「手話」マークのデザインとともに、以下の①又は②の方法で提出して下さい。※応募用紙はホームページからダウンロードできます。

【①手書きしたデザインの場合】
　応募用紙を郵送で以下のあて先へ提出してください。

［郵送先］
郵便番号231-8588
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部　地域福祉課　調整グループ（住所記載不要）

【②デジタル作成データの場合】
　応募用紙とデザインデータを応募専用フォーム（電子申請システムe-kanagawa）から提出してください。

【応募用紙ダウンロード】
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/121427/shuwa_ouboyoushi.docx

【応募はこちらから】
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=102889

７ 選考
審査員等による審査の上、令和７年11月中（予定）に採用作品（１点）を決定します。

８ 結果発表
(1)　応募作品の中から採用された作品の作成者（以下「採用者」という。）には直接結果を令和７年11月中（予定）に通知します。その後、県ホームページ等で公表します（令和７年12月13日（土）以降を予定）。

※採用者の氏名等の公表や匿名の希望については御本人と協議の上対応します。

(2)　その他の応募者には個別に通知はいたしません。また、選考過程、審査結果、他の応募者に関する問合せには応じません。

(3) 採用者が未成年者（18 歳未満）の場合は、保護者に各種の許諾をいただく場合があります。

(4)　採用者にはQUOカード（１万円分）を贈呈します。

(5)　採用作品及び採用者は、令和７年12月13日（土）橋本駅周辺で開催予定の手話言語条例施行10周年記念イベントでご紹介します。県から当日のイベントについての詳細の連絡を差し上げますので、是非ともご参加下さい。

９ 注意事項

(1)　知的財産権等に関する事項

ア　作品は、応募者が独自にデザインした国内外で未発表のもので、作品中に第三者の著作物（肖像権なども含みます）等を利用していないものを応募してください。

イ　応募にあたり、第三者との間に権利（著作権、商標権、肖像権他、関連する権利一切を指す）侵害等を原因とする紛争等（クレーム、請求、異議、法的措置の一切を含む）が生じた場合には、応募者が自らの費用と責任で当該紛争等を解決するものとし、県は責任を負わないものとします。万一、県と第三者の間に紛争が生じた場合、応募者は県等に発生した費用を支払うものとします。

なお、採用者についても上記のとおりとします。

ウ　採用作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）や使用権等、その他一切の権利は、県に無償で譲渡し帰属することとします。また、その使用に関して採用者は著作者人格権を行使しないものとし、作品の使用にあたっては、著作権名は表示しません。なお、採用決定後に採用者と著作権等譲渡にかかる覚書等の取り交わしをさせていただきます。

エ　採用作品が既に発表されているものと同一、あるいは酷似していることが判明した場合は審査結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。

オ　採用作品は、採用者の許可なく、必要に応じ、デザイン・色彩等を一部修正・変更する場合があります。

(2) 個人情報の取扱い

応募にあたり御提供いただいた個人情報は、本業務の事務以外の目的で使用いたしません。

(3) その他

ア　応募作品の応募用紙、データは返却しません。

イ　応募に要する一切の費用については応募者の負担とします。

ウ　電子申請システムで申請中に、不可抗力の事故や、何らかのトラブルにより作品が届か

ない場合や、データのファイルが開けない場合など、県はいかなるトラブルについても一切の責任を負いません。

エ　選考の結果、ふさわしい作品が応募の中にない場合は「採用作品なし」とする場合があります。

オ　応募の時点でこの募集要項記載の内容に同意したものとします。

10 お問合せ先（事務局）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課　調整グループ

【電話】045-210-4804

【お問合せフォーム】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=5960&accessFrom=null

募集要項　別紙　デザインイメージ

手話がみんなの言葉であることをイメージしたデザインの例

●イラストと文字を組み合わせたデザインでもOK！

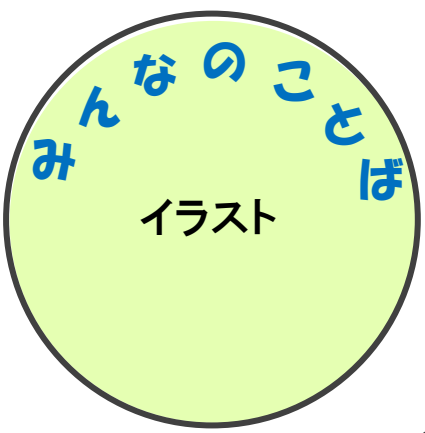

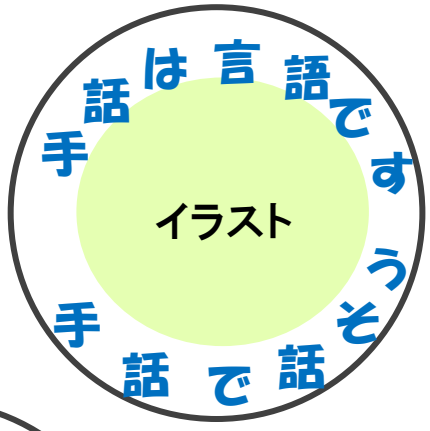

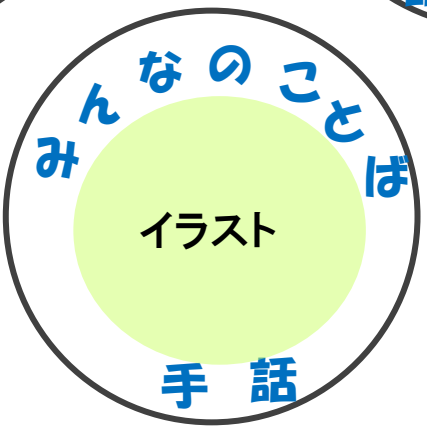

●イラストだけのデザインでもOK！

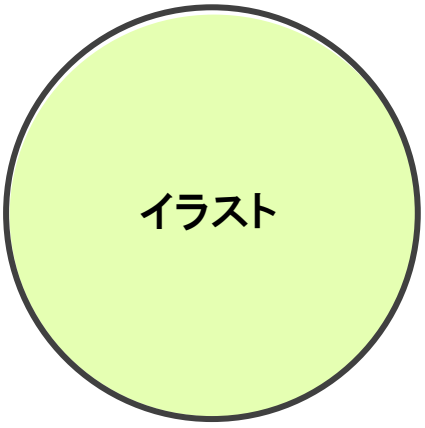

みなさんの「手話」マークを
たくさん
お待ちしています！